



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *41 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (行政経営改革室)
- 教育委員会規則
 - *10 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 - *11 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
 - *12 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
 - *13 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則
 - *14 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則
 - *15 和歌山県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則
 - *16 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
 - *17 市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
 - *18 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 公安委員会規則
 - *4 放置違反金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則
- 訓令
 - *34 事務決裁規程の一部を改正する訓令(行政経営改革室)
 - *35 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (")
 - *36 出納室分室長の事務決裁等の特別取扱規程等を廃止する訓令 (")

規 則

和歌山県規則第41号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則(昭和63年和歌山県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中第16号を第17号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第50条の規定による飼料又は飼料添加物販売業者の届出の受理に関すること。

第4条第36号コ中「又は協議会の意見聴取」を「、協議会の意見聴取、意見を述べる機会の付与又は聴取書の受理」に改め、同号マを同号ムとし、同号ホを同号ミとし、同号ヘを同号マとし、同号フを同号ホとし、同号ヒ中「又は期間の延長」を「、期間の延長、意見を述べる機会の付与又は聴取書の受理」に改め、同号ヒを同号ヘとし、同号ハを同号フとし、同号ノを同号ヒとし、同号ネを同号ハとし、同号ハの前に次のように加える。

ノ 第37条の2の規定による申請の受理及び医療費負担の決定

第4条第36号ヌ中「第37条第3項」を「第37条」に、「受理」を「受理及び医療費負担の決定」に改め、同号ヌを同号ネとし、同号ニを同号ヌとし、同号ナを同号ニとし、同号トを同号ナとし、同号テを同号トとし、同号ツを同号テとし、同号チを同号ツとし、同号タを同号チとし、同号ソを同号タとし、同号セを同号ソとし、同号スの次に次のように加える。

セ 第24条の2の規定による苦情の申出の受理及び通知

第4条第36号に次のように加える。

メ 第53条の10の規定による結核患者の届出の通知、第4条第37号を次のように改める。

(37) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)に関する次のこと。

ア 第20条の3第3項の規定による患者票の交付

イ 第20条の3第5項の規定による病院等変更の届出の受理

ウ 第20条の3第6項の規定による患者票の返納の受理
第4条中第38号を削り、第39号を第38号とし、第40号から第49号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条の3第1号アを削り、同号イを同号アとし、同号ウを同号イとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 第24条の3第6項の規定による施設受給者証の交付
第4条の3第1号サを同号セとし、同号コを同号スとし、

同号ケを同号シとし、同号シの前に次のように加える。

サ 第27条第2項の規定による措置

第4条の3第1号サの前に次のように加える。

コ 第27条第1項第3号の規定による措置

第4条の3第1号クを同号ケとし、同号キを同号クとし、同号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ 第24条の4第2項の規定による施設受給者証の返還

第4条の4第1号アを削り、同号イを同号アとし、同号ウを同号イとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 第24条の3第6項の規定による施設受給者証の交付

第4条の4第1号サを同号セとし、同号コを同号スとし、同号ケを同号シとし、同号シの前に次のように加える。

サ 第27条第2項の規定による措置

第4条の4第1号サの前に次のように加える。

コ 第27条第1項第3号の規定による措置

第4条の4第1号クを同号ケとし、同号キを同号クとし、同号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ 第24条の4第2項の規定による施設受給者証の返還

第5条第1号ケを同号スとし、同号クを同号シとし、同号シの前に次のように加える。

サ 第30条の規定による消毒方法等の実施の命令

第5条第1号サの前に次のように加える。

コ 第26条第1項及び第3項の規定による倉庫等の消毒の実施の命令

第5条第1号キを同号ケとし、同号カを同号クとし、同号オを同号キとし、同号エを同号カとし、同号カの前に次のように加える。

オ 第9条の規定による消毒方法等の実施の命令

第5条第1号ウ中「第8条」の次に「(第31条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 第7条(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査、注射、薬浴又は投薬の標識等による表示

第5条第1号に次のように加える。

セ 第52条の規定により報告を求めること。

第5条に次の2号を加える。

(2) 獣医療法(平成4年法律第46号)第3条の規定による診療施設の届出の受理に関すること。

(3) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条の規定による死亡した牛の届出の受理に関すること。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第10号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中「移動」を「異動」に改める。

第7条第3項中「その事実の生じた日の属する月」を「その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)」に改め、同条第4項中「職員で扶養親族たる」の次に「配偶者のないものが扶養親族たる」を加え、「職員が配偶者のない職員となった」を「職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

条例第17条の2に規定する管理職手当を支給される職員は、別表第2の職の欄に掲げる職を占める職員とし、当該職員に支給される管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の職に係る別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、別表第2の2ア及びイの表の管理職手当の欄に掲げる額(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

同条第2項中「)第2条第2項及び第3項」を「。以下「補償法」という。)第2条第2項」に、「地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項」を「同法第2条第2項」に、「第7条第2項及び第3項に規定する通勤」を「第7条第2項に規定する通勤(派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。)」に改める。

別表第2及び別表第2の2を次のように改める。

別表第2(第8条関係)

職		支給区分
小学校	(1) 教育委員会が特に必要と認める学校に置かれる校長	1種
	(2) 18学級以上の規模の学校に置かれる校長(第1号に掲げるものを除く。)	2種
	(3) 第1号及び第2号に掲げる校長以外の校長	3種
	(4) 18学級以上の規模の学校に置かれる	3種

	教頭（複数の教頭が置かれる学校の教頭にあつては、教育委員会が定めるものに限る。）	
	(5) 第4号に掲げる教頭以外の教頭	4種
中学校	(1) 教育委員会が特に必要と認める学校に置かれる校長	1種
	(2) 15学級以上の規模の学校に置かれる校長（第1号に掲げるものを除く。）	2種
	(3) 第1号及び第2号に掲げる校長以外の校長	3種
	(4) 15学級以上の規模の学校に置かれる教頭（複数の教頭が置かれる学校の教頭にあつては、教育委員会が定めるものに限る。）	3種
	(5) 第4号に掲げる教頭以外の教頭	4種
高等学校	(1) 12学級以上の規模の学校に置かれる校長で教育委員会が特に必要と認めるもの	1種
	(2) 9学級以上の規模の学校に置かれる校長（第1号に掲げるものを除く。）	2種
	(3) 第1号及び第2号に掲げる校長以外の校長	3種
	(4) 9学級以上の規模の学校に置かれる教頭（複数の教頭が置かれる学校の教頭にあつては、教育委員会が定めるものに限る。）	3種
	(5) 第4号に掲げる教頭以外の教頭	4種

別表第2の2（第8条関係）

ア 小学校、中学校等教育職員給料表

職務の級	支給区分	管理職手当	
		再任用職員以外の職員	再任用職員
4級	1種	74,100円	70,500円
	2種	65,800円	62,200円
	3種	57,000円	53,900円
3級	3種	57,000円	43,100円
	4種	48,200円	36,400円

イ 高等学校等教育職員給料表

職務の級	支給区分	管理職手当	
		再任用職員以外の職員	再任用職員
4級	1種	78,000円	72,200円
	2種	69,100円	63,700円
	3種	59,900円	55,200円
3級	3種	58,900円	44,000円
	4種	49,800円	37,200円

別表第2の3を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第17条の2の規定により管理職手当を支給される職員のうち、この規則による改正後の市町村立学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）第8条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理

職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分職員（同日において占めていたこの規則による改正前の市町村立学校職員の給与に関する規則第8条各号に規定する率ごとの管理職手当の支給を受けていた職の区分（以下「旧区分」という。）に相当する新規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員であつて施行日以後に当該職に相当する職を占めるものをいう。第3号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当の額

- 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第4号において同じ。） 同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

- 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

- 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

- 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 教育委員会が人事委員会と協

議して定める額

(6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずる者として人事委員会が定める者であったものから人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして教育委員会が認める職員 前各号の規定に準じて教育委員会が人事委員会の承認を得て定める額 (市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

4 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (平成18年和歌山県教育委員会規則第14号) の一部を次のように改正する。
附則第4項ただし書を削る。

和歌山県教育委員会規則第11号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 榎 畑 直 尚
市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則 (昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号) の一部を次のように改正する。

第4条中「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

第5条第2項中「2,780円」を「2,760円」に改める。

別表第1小学校の表田辺市の項中「請川小学校」及び「四村川小学校」を削り、同表日高郡の項中「櫻川小学校」を削る。

別表第1中学校の表中

田辺市	下山路中学校 虎東中学校 近野中学校 本宮中学校 三里中学校 龍神中学校
-----	---

1級

を	田辺市	龍神中学校 近野中学校 本宮中学校 三里中学校	1級
---	-----	----------------------------------	----

2級

に改め、同表西牟婁郡の項中「川添中学校」を削る。

別表第3中「特殊学級主任」を「特別支援学級主任」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第12号

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 榎 畑 直 尚
教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当に関する規則 (昭和29年和歌山県教育委員会規則第7号) の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「盲学校」を「特別支援学校」に改める。

第6条の2第1項及び第2項中「第16条第1項第8号」を「第16条第1項第4号」に改める。

第6条の3第1項中「第16条第1項第9号」を「第16条第1項第5号」に改める。

別表第2中「2,780円」を「2,760円」に改める。

別表第3中「盲学校ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第13号

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 榎 畑 直 尚
産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当支給に関する規則 (昭和32年和歌山県教育委員会規則第12号) の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「」第2条第2項及び第3項」を「。以下「補償法」という。)第2条第2項」に、「地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項」を「同法第2条第2項」に、「第7条第2項及び第3項に規定する通勤」を「第7条第2項に規定する通勤 (派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。)」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第14号

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 榎 畑 直 尚
 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正
 する規則

定時制通信教育手当支給に関する規則（昭和35年和歌山
 県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「）第2条第2項及び第3項」を「。以下「補
 償法」という。）第2条第2項」に、「地方公務員災害補償
 法第2条第2項及び第3項」を「同法第2条第2項」に、「第7条
 第2項及び第3項に規定する通勤」を「第7条第2項に規定す
 る通勤（派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2
 項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同
 項に規定する通勤に該当するものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第15号

和歌山県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則を
 次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 榎 畑 直 尚
 和歌山県立近代美術館管理規則の一部を改正する規
 則

和歌山県立近代美術館管理規則（昭和45年和歌山県教育
 委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「学芸課」を「教育普及課
 学芸課」に改め、同
 条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 美術品及び美術に関する資料の収集、管理及び保存に
 関すること。
- (2) 近代美術に関する展覧会の立案、調整及び実施に関す
 ること。

第5条第3項第3号を削り、同項第4号中「調査、研究」を
 「調査研究」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を
 同項第4号とし、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次
 の1項を加える。

3 教育普及課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 美術に関する知識の向上及び普及並びに美術の振興に
 関すること。
- (2) 学校等の教育、学術又は文化に関する諸施設に対する
 助言及び支援並びに当該施設との協力に関すること。
- (3) 国内外の美術館等関係諸団体との連絡及び協力に関す
 ること。
- (4) 近代美術に関する展覧会、講演会及び研究会等の立案、
 調整及び実施に関すること。
- (5) 美術館活動（美術品等の展示及び収集並びに美術の普
 及活動等をはじめとして広く美術館において行う諸活動
 をいう。）に係る調査研究に関すること。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第16号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を
 次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 榎 畑 直 尚
 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規
 則

教育職員の免許状に関する規則（昭和46年和歌山県教育
 委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「盲学校又は聾学校の中学部若しくは」を「特
 別支援学校の中学部又は」に改める。

第13条の見出し中「特殊教科」を「自立教科等」に改め、
 同条第2号ア中「盲学校教員養成機関の理療科若しくは音
 楽科又は文部科学大臣の指定する聾学校教員養成機関の」
 を「特別支援学校教員養成機関の理療科、音楽科又は」に
 改め、同号イ中「盲学校教諭普通免許状」を「特別支援学
 校教諭普通免許状」に改める。

第16条の見出し中「特殊教科」を「自立教科等」に改め
 る。

第38条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援
 学校」に改める。

別表第9を次のように改める。

別表第 9 (第 38 条関係)
(免許法別表第 7 の場合)

受けようとする免許状の種類	必要 在職 年数	免許状に定め られることと なる特別支援 教 育 領 域	最低修得単位数				必要総単位数	
			特別支援教育に関する科目			選択		
			特別支援教育 の基礎理論に 関 する 科 目	特別支援教育領域に関する科目	免許状に定められることとなる特別支 援教育領域以外の領域に関する科目			
特別支援学校教師	専修免許状	3	視覚障害者、聴 覚障害者、知的 障害者、肢体不 自由者及び病 弱者に関する 教育の領域				15	15
	一種免許状	3	視覚障害者及 び聴覚障害者 に関する教育 の領域		2		2	6
			知的障害者、肢 体不自由者及 び病弱者に関 する教育の領 域		1	2	3	
	改正法附則第 17 項	3	視覚障害者及 び聴覚障害者 に関する教育 の領域		2			4
			知的障害者、肢 体不自由者及 び病弱者に関 する教育の領 域		1	2	1	
	二種免許状	3	視覚障害者及 び聴覚障害者 に関する教育 の領域	1	2		1	6
			知的障害者、肢 体不自由者及 び病弱者に関 する教育の領 域	1	1	2	2	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第17号

市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 榎 畑 直 尚

市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年和歌山県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「第8条第1項に規定する管理職手当の支給割合」を「別表第2の支給区分」に改め、同項第1号中「100分の16」を「1種」に改め、同項第2号中「100分の14及び100分の12」を「2種及び3種」に改め、同項第3号中「100分の10」を「4種」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第18号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 榎 畑 直 尚

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第37条第1項」を「第33条第1項」に改める。

第20条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

第28条中「1月1日」を「4月1日」に改める。

別表第1のアの表2級の項中「又は養護助教諭」を「、養護教諭又は栄養教諭」に改める。

別表第2の表教諭及び養護教諭の項中「及び養護教諭」を「、養護教諭及び栄養教諭」に改める。

別表第3の2の部2の項第3号及び同表3の部1の項第1号並びに同部2の項第1号中「、盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同表4の部第1号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改

める。

別表第6のアの表教諭及び養護教諭の項中「及び養護教諭」を「、養護教諭及び栄養教諭」に改める。

別表第9の表中「及び第3項」を削り、同表の備考を次のように改める。

備考 外国派遣職員、公益法人等派遣職員及び公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者に関するこの表の適用については、派遣先の業務、公益法人等派遣条例第2条第3項に規定する派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。）及び公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人において就いていた業務（保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
（昇給日の変更に伴う特定職員の昇給区分及び昇給の号給数）
- 2 平成19年4月1日におけるこの規則による改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条に規定する特定職員の昇給区分及び昇給の号給数については、同条の規定にかかわらず、教育委員会が人事委員会の承認を得て定めるものとする。
（市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 3 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第33条、第3項第1号及び第6項」を「第33条第3項第1号及び第5項」に改める。

附則第7項中「平成22年1月1日前」を「平成22年4月1日前」に、「平成22年1月1日以後」を「平成22年4月1日以後」に、「属する年の11月1日」を「属する年度の2月1日」に、「同年の10月1日」を「同年度の1月1日」に、「同年の翌年の1月1日」を「同年度の翌年度の4月1日」に、「平成19年1月1日から平成22年1月1日」を「平成19年4月1日から平成22年4月1日」に改める。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第4号

放置違反金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人
放置違反金の徴収等に関する規則の一部を改正する
規則

放置違反金の徴収等に関する規則（平成18年和歌山県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号（表面）中「和歌山県出納長」を「和歌山県会計管理者」に改め、同様式（裏面）中「百五、和歌山」を「百五、」に、「波線部」を「破線部」に改める。

別記様式第4号（表面）中「和歌山県出納長」を「和歌山県会計管理者」に改め、同様式（裏面）中「百五、和歌山」を「百五、」に改める。

別記様式第10号（表面）中「和歌山県出納長」を「和歌山県会計管理者」に改め、同様式（裏面）中「百五、和歌山」を「百五、」に、「波線部」を「破線部」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の放置違反金の徴収等に関する規則別記様式第2号、別記様式第4号及び別記様式第10号の規定による用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

訓 令

和歌山県訓令第34号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「各種委員会」を「海草振興局並びに教育庁及び各種委員会」に改める。

第13条中「出納長、知事公室長」を「知事室長、会計管理者」に、「知事公室次長及び副出納長」を「知事室次長及び監察査察室長」に改める。

別表第1部長専決事項の欄に次のように加える。

情報政策課		1 電子署名に係る地方公共団体の認証事務に関する法律（平成14年法律第153号）第17条第4項の規定による取決めの締結に関すること。
-------	--	--

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項局長専決事項の欄中7を削り、8を7とし、9から13までを1ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄に次のように加える。

10 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）

13 訴訟（和解及び調停を含む。）に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づく指定代理人の指定に関すること。

14 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に関する次のこと。

- (1) 条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付（第91条第1項）
- (2) 請求の却下（第97条第1項）
- (3) 請求の補正（第97条第2項）

15 和歌山県職員勤務発明規程（平成19年和歌山県訓令第27号）に関する次のこと。

- (1) 異議申し立てに関する決定（第25条）

別表第1局長専決事項の欄中40を41とし、36から39までを1ずつ繰り下げ、35の次に次のように加える。

36 1件の金額300万円未満の寄附金の受入れに関すること（負担付きの寄附を除く。）。
別表第1局長専決事項の欄に次のように加える。

42 和歌山県職員勤務発明規程に関する次のこと。

- (1) 職務発明の認定及び権利承継の決定（特許権の承継に関する決定を除く。）（第5条）
- (2) 出願審査の決定（第7条）
- (3) 職務発明でない勤務発明の権利承継に関する決定（特許権の承継に関する決定を除く。）（第13条）
- (4) 費用補償金の額の決定（第15条第1項）
- (5) 勤務発明審査会の設置の決定（第19条）

別表第1課長専決事項の欄13中「（昭和22年法律第67号）」を削り、同表の備考を次のように改める。

備考 附置室の室長にあっては、課長専決事項の欄中1から8まで及び10から22までに規定する事項に限り専決することができる。

別表第2総務部の表市町村課の項部長専決事項の欄中6を削り、同表総務事務集中課の項を削り、同表の備考を次のように改める。

備考 職員厚生室においては、「課長専決事項」を「附置室の室長専決事項」と読み替える。

別表第2企画部の表に次のように加える。

に関する次のこと。

- (1) 未帰還者の留守家族手当、葬祭料、遺骨引取経費及び障害一時金の支給決定（第5条、第16条、第17条、第26条）

別表第2福祉保健部の表長寿社会推進課の項局長専決事項の欄中4を削り、5を4とし、6を5とし、同欄7(2)中「福祉用具専門相談員指定講習会」を「福祉用具専門相談員指定講習」に改め、同欄中7を6とし、同項課長専決事項の欄中1及び2を削り、3を1とし、同欄4中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(34)までを1ずつ繰り上げ、同欄中4を2とし、5を3とし、同欄6中「研修終了事業の指定」を「研修」に改め、同欄中6を4とし、7を5とし、同欄8中「福祉用具専門相談員指定講習会」を「福祉用具専門相談員指定講習」に改め、同欄中8を6とし、同欄に次のように加える。

- 7 認知症介護実践研修生の決定に関すること。
- 8 地域密着型サービスの事業所に係る外部評価機関に関すること。

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項局長専決事項の欄中(3)及び(4)を削り、同欄3(2)を削り、同欄4(2)を削り、同欄中5を削り、6を5とし、7を6とし、同欄8(2)中「障害児福祉手当及び特別障害者手当」を削り、同欄8中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)から(7)までを

1ずつ繰り上げ、同欄中8を7とし、9から12までを1ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄1(3)中「障害者ケアマネジメント従事者研修」を「相談支援従事者研修」に改め、同欄中4を削り、5を4とし、6を削り、7を5とし、8から14までを2ずつ繰り上げ、同表健康対策課の項局長専決事項の欄1中(10)を(12)とし、(7)から(9)までを2ずつ繰り下げ、(6)の次に次のように加える。

- (7) 結核患者の医療費の負担(第37条の2)
- (8) 感染症指定医療機関の指定及び指導並びに取消し(第38条)

別表第2福祉保健部の表健康対策課の項局長専決事項の欄中4を削り、5を4とし、6を5とし、同項課長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別表第2商工労働部の表中「商工労働部」を「商工観光労働部」に改め、同表商工労働総務課の項課名の欄中「商工労働総務課」を「商工観光労働総務課」に改め、同項局長専決事項の欄中3を削り、4を3とし、5から13までを削り、同項課長専決事項の欄中5及び6を削り、同項の次に次のように加える。

償還指導室	<p>1 和歌山県中小企業高度化資金貸付規則(昭和54年和歌山県規則第43号)に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 増担保の提供又は保証人の変更等の請求(第4条第3項) (2) 計画の変更承認(第7条) (3) 期限前償還の請求(第14条、第22条) (4) 貸付等条件の変更(第15条) 	<p>1 和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則(平成12年和歌山県規則第91号)に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 質権の設定 <p>2 和歌山県中小企業高度化資金貸付規則に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 質権の設定 <p>3 民事執行法(昭和54年法律第4号)に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公正証書正本に対する執行交付与申立て(第26条) (2) 公正証書の謄本の送達(第29条) (3) 債権の届出(第50条) (4) 配当要求(第51条) <p>4 破産法(大正11年法律第71号)に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 破産債権の届出(第28条) <p>5 会社更生法(昭和27年法律第172号)に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 更生債権の届出(第125条) (2) 更生担保権の届出(第126条) <p>6 民事再生法(平成11年法律第225号)に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 再生債権の届出(第94条) (2) 届出の追完(第95条)
-------	--	--

別表第2商工観光労働部の表商工振興課の項局長専決事項の欄中4を削り、5を4とし、同欄6中「(和歌山市、海南市、有田市及び御坊市の区域におけるものに限る。)」を削り、同欄中6を5とし、7から11までを1ずつ繰り上げ、同欄12中「(和歌山県商工会連合会並びに海草振興局、那賀振興局、有田振興局及び日高振興局の所管区域におけるものに限る。)」を削り、同欄中12を11とし、同項課長専決事項の欄10(1)中「(和歌山県商工会連合会並びに海草振興局、那賀振興局、有田振興局及び日高振興局の所管区域におけるものに限る。)」を削り、同表産業支援課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

- 2 信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に関する次のこと。
 - (1) 業務方法書の変更の認可(第33条)
- 3 小規模企業者等設備導入資金助成法施行令(平成12年法律第152号)に関する次のこと。
 - (1) 対象企業の承認(第1条第2項)
- 4 小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則(平成12年通商産業省令第74号)に関する次のこと。
 - (1) 事業計画及び収支予算の承認(第1条第1項第6号)
 - (2) 業務方法書の承認(第2条第1項第6号)

- 5 和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則(平成12年和歌山県規則第91号)に関する次のこと。
 - (1) 貸付決定の変更(第8条第2項)
 - (2) 期限前償還の請求(第10条第1項)
 - (3) 繰上償還の請求(第11条第2項)
 - (4) 災害等による設備滅失の場合の償還免除(第12条)
 - (5) 事前計画の是正命令(第15条)
 - (6) 設置完了期限の延長承認(第16条)
 - (7) 貸付金償還の請求(第17条)
 - (8) 質権の設定

別表第2商工観光労働部の表に備考として次のように加える。

備考 償還指導室においては、「課長専決事項」を「附置室の室長の専決事項」と読み替える。

別表第2農林水産部の表農林水産総務課の項局長専決事項の欄5を次のように改める。

- 5 農業委員会交付金等の配分、交付決定及び額の確定に関すること。

別表第2農林水産部の表農林水産総務課の項の次に次のように加える。

食品流通課		<ol style="list-style-type: none"> 1 卸売市場法(昭和46年法律第35号)に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方卸売市場の業務規程の変更承認(第64条)
-------	--	---

別表第2農林水産部の表果樹園芸課の項課長専決事項の欄1(1)を次のように改める。

- (1) 市町村の需要量に関する情報の算定及び通知(第4条)

別表第2農林水産部の表果樹園芸課の項課長専決事項の欄7を削り、同表畜産課の項局長専決事項の欄中9を削り、10を9とし、11を10とし、12から24までを削り、同欄25中「畜産総合対策関係事業」を「畜産振興総合対策関係事業」に改め、同欄中25を11とし、26を削り、27を12とし、28から31までを15ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄中2を削り、3を2とし、4から8までを1ずつ繰り上げ、9及び10を削り、11を8とし、12を9とし、13から16までを削り、17を10とし、18から22までを7ずつ繰り上げ、同表経営支援課の項局長専決事項の欄1(1)を削り、同欄1(2)中「組合」を「農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下この項において「組合」という。)」に改め、同欄1中(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同欄2中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とし、(5)を(3)とし、同項課長専決事項の欄3中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、同欄3(6)中「第142条の3」を削り、同欄3中(6)を(5)とし、同表定住促進課の項課長の欄中「定住促進課」を「山

村振興課」に改める。

別表第2県土整備部の表事業進行課の項局長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3から6までを削り、同表砂防課の項部長専決事項の欄3(1)中「(第6条第1項及び第6項)」を「(第6条第6項において準用する同条第3項に関することを除く。)(第6条第1項、第4項、第5項、第6項)」に改め、同欄3(2)中「(第8条第1項及び第8項)」を「(第8条第9項において準用する同条第3項に関することを除く。)(第8条第1項、第4項、第5項、第8項、第9項)」に改め、同項局長専決事項の欄7(2)中「(第6条第3項、第8条第3項)」を「(第6条第6項において準用する同条第3項に関することに限る。)(第6条第3項、第6項、第8条第3項、第9項)」に改め、同欄7中(3)を削り、同項課長専決事項の欄中8を次のように改める。

- 8 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する次のこと。
 - (1) 特定開発行為の許可(第9条第1項、第15条第1項)
 - (2) 国等との協議(第14条)
 - (3) 特定開発行為の許可に係る対策工事完了の公告(第17条第3項)
 - (4) 特定開発行為に係る監督処分(第20条第1項、第2

項)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

10 和歌山県屋外広告物条例施行規則 (昭和59年和歌山県規則第85号) に関する次のこと。

(1) 屋外広告業登録済証の交付 (第17条)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄1(8)中「承認」を「認定」に改め、同欄3中「住宅金融公庫法 (昭和25年法律第156号)、産業労働者住宅資金通法 (昭和28年法律第63号) 及び雇用促進事業団法 (昭和36年法律第116号)」を「独立行政法人住宅金融支援機構法 (平成17年法律第82号)」に改め、同欄8中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同欄12(1)中「第15条第1項」を「第74条第1項」に改め、同欄12(2)中「第15条の2第1項、第2項」を「第75条第1項、第2項」に改め、同欄12(3)中「第25条第4項」を「第87条第10項」に改め、同欄13中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に改め、同

欄13(1)中「第4条第3項」を「第53条第3項」に改め、同欄13(2)中「第5条第3項」を「第16条第3項」に改め、同欄13(3)中「第6条」を「第17条」に改め、同欄13(4)中「第7条」を「第18条」に改め、同欄13(5)中「第10条」を「第53条第4項」に改め、同欄13(6)中「第14条」を「第23条」に改め、同欄14(1)中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同欄14(2)中「第4条第3項」を「第7条第4項」に改め、同欄14(3)中「第5条」を「第8条」に改め、同欄14(4)中「第6条」を「第9条」に改め、同欄14(5)中「第7条」を「第10条」に改め、同欄14(6)を削り、同欄中16を削り、17を16とし、同表管理整備課の項局長専決事項の欄2(2)を削り、同欄に次のように加える。

8 国有財産法に関する次のこと。

(1) 公共用財産 (公共海岸の土地に限る。) の用途廃止及び引継ぎ (第8条第1項、第9条第3項)

別表第2県土整備部の表管理整備課の項課長専決事項の欄中4を削り、5を4とする。

別表第2出納室の表を次のとおり改める。

9 出納局

課名	部長専決事項	局長専決事項	課長専決事項
出納室	1 地方自治法に関する次のこと。 (1) 金融機関の指定内容の変更 (第235条) (2) 指定金融機関等の取扱店舗の指定及び取扱店舗の指定内容の変更 (第235条) (3) 指定金融機関との間で締結される公金取扱事務等の契約 (指定契約を除く。) (第235条) 2 和歌山県会計職員に関する規則に関する次のこと。 (1) かいの出納員 (臨時) の任免 (第5条第4項) 3 和歌山県財務規則の運用について (依命通達) に関する次のこと。 (1) 出納員及び取納員 (税外収入分) 身分証明書を亡失した場合の措置		1 和歌山県会計職員に関する規則に関する次のこと。 (1) 取納員 (税外収入分) の任免 (第6条第2項)
総務事務集中課		1 和歌山県物品管理等事務規程 (昭和39年和歌山県訓令第20号) に関する次のこと。 (1) 物品を亡失又は損傷した場合の措置 (第28条第2項、第3項) (2) 重要物品の用途廃止の承認 (第29条の2第2項)	1 職員の扶養親族の認定に関すること。 2 職員の通勤手当の確認及び決定に関すること。 3 職員の住居手当の確認及び決定に関すること。 4 職員の単身赴任手当の確認及び決定に関すること。 5 物品の出納通知に関する

2 和歌山県物品調達事務規程に関する次のこと。
 (1) 集中調達物品の単価契約 (第4条)
 (2) 1件の調達予定額が7,000万円未満である集中調達物品の入札事務の処理 (1件の調達予定額が1,000万円以上のものに係る指名競争入札の参加者 (随意契約にあつては見積者) の決定を除く。) (第6条)

こと。
 6 物品の管理換えに関すること。
 7 和歌山県物品調達事務規程に関する次のこと。
 (1) 1件の調達予定額が500万円 (交際費、食糧費を除く需要費又は役務費にあつては1,000万円) 未満である集中調達物品の入札事務の処理 (第6条)
 (2) 集中調達物品の発注事務の処理 (第7条第2項)

別表第3総務事務集中課総務事務班長個別専決事項の表1中「支出の決定」の次に「(支出の決定をもって行われる支出負担行為の決定を含む。)」を加え、同表1(1)中「(単価契約したもの、電話料又は公用車に係る自動車損害保険料等に限る。)、使用料及び賃借料(単価契約をしたもの、船舶使用料)」を「(電話料又は公用車に係る自動車損害保険料等に限る。)、使用料及び賃借料(船舶使用料)」に改め、同表1に次のように加える。

- (2) 単価契約をしたもの
- (3) 和歌山県物品調達事務規程に基づく集中調達物品 (契約書を作成し、又は請書を徴する必要があるものを除く。)

別表第3総務事務集中課総務事務班長個別専決事項の表中2を削り、3を2とする。

附 則

健康福祉部申本支所長	次長	主務課長
------------	----	------

第8条第1項の表県税事務所の部の次に次のように加える。

世界遺産センター	事務長	事務長の指定する職員
----------	-----	------------

第8条第2項及び第3項中「主務総括主任又は主務総括主査」を「主務グループリーダー」に改める。

第12条第1項中「那賀振興局建設部紀の川流域下水道事務所及び那賀振興局建設部京奈和高速事務所長」を「那賀振興局建設部紀の川流域下水道事務所長、那賀振興局建設部京奈和高速事務所長及び新宮保健所申本支所の課長」に改める。

世界遺産センター事務長	1 世界遺産の適正な保存管理及び活用に関すること。 2 世界遺産に関連した団体活動の支援に関すること。 3 世界遺産に対する知識の普及啓発及び学術研究活動に関すること。 4 世界遺産に関する情報発信に関すること。 5 世界遺産センターの教育啓発の展示に伴う管理運営に関すること。
-------------	---

別表第2環境衛生研究センター所長の項専決事項の欄に次のように加える。

- 2 和歌山県職員勤務発明規程 (平成19年和歌山県訓令第27号) に関する次のこと。
- (1) 職務発明の認定及び権利承継の決定 (特許権の承継に関する決定を除く。) (第5条)
 - (2) 出願審査の決定 (第7条)
 - (3) 職務発明でない勤務発明の権利承継の決定 (特許権の承継に関する決定を除く。) (第13条)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第35号

庁中一般
各地方機関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令
 地方機関事務決裁規程 (昭和63年和歌山県訓令第7号) の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表振興局の部総務室副室長の項及び部の課長の項中「主務総括主任又は主務総括主査」を「主務グループリーダー」に改め、同項の次に次のように加える。

第8条第2項及び第3項中「主務総括主任又は主務総括主査」を「主務グループリーダー」に改める。

別表第2県税事務所長の項の次に次のように加える。

- (4) 費用補償金の額の決定 (第16条)
 - (5) 勤務発明審査会の設置の決定 (第19条)
- 別表第2子ども・障害者相談センター所長の項専決事項の欄に次のように加える。
- 4 身体障害者福祉法に関する次のこと。
 - (1) 身体障害者手帳交付申請に係る診断書記載の医師の指定 (第15条第1項)
 - (2) 身体障害者手帳の交付又は不交付の決定 (第15条第4項、第5項)

- (3) 身体障害者手帳の返還の受理及び返還命令 (第16条)
 - 5 身体障害者福祉法施行令 (昭和25年政令第78号) に関する次のこと。
 - (1) 身体障害者手帳交付申請に係る診断書記載の医師の指定の取消し (第1条の2第3項)
 - (2) 身体障害者手帳の再交付 (第5条)
 - 6 療育手帳の交付及び返還に関すること。
 - 7 身体障害者福祉法施行令に関する次のこと。
 - (1) 社会福祉審議会への諮問 (障害程度の認定に係る諮問に限る。) (第5条)
- 別表第2工業技術センター所長の項専決事項の欄に次のように加える。
- 6 和歌山県職員勤務発明規程に関する次のこと。
 - (1) 職務発明の認定及び権利承継の決定 (特許権の承継に関する決定を除く。) (第5条)
 - (2) 出願審査の決定 (第7条)
 - (3) 職務発明でない勤務発明の権利承継の決定 (特許権の承継に関する決定を除く。) (第13条)
 - (4) 費用補償金の額の決定 (第16条)
 - (5) 勤務発明審査会の設置の決定 (第19条)

- 別表第2家畜保健衛生所長の項専決事項の欄1中 (1) 及び (2) を削り、(3) を (1) とし、(4) を (2) とし、(5) を削り、(6) を (3) とし、同欄3中 (1) を削り、(2) を (1) とし、同欄7を削り、同表和歌山下津港湾事務所長の項専決事項の欄11 (6) を次のように改める。
 - (6) 原状回復命令等の監督処分 (許可の取消しについては、和歌山下津港湾事務所長の専決事項に係るものに限る。) (第56条の4)
- 別表第2和歌山下津港湾事務所長の項専決事項の欄中14を削り、15を14とし、16から18までを1ずつ繰り上げ、同欄19中 (4) を次のように改める。
 - (4) 原状回復命令等の監督処分 (許可の取消しについては、和歌山下津港湾事務所長の専決事項に係るものに限る。) 及び損失補償 (収用委員会への裁決申請を除く。) (第12条、第12条の2)
- 別表第2和歌山下津港湾事務所長の項専決事項の欄中19を18とし、20から27までを1ずつ繰り上げ、28を削り、29を27とし、30を28とし、同表南紀白浜空港管理事務所長の項専決事項の欄中11を削り、同表に次のように加える。

新宮保健所 所申本支所 所長	1 和歌山県特定疾患・小児慢性特定疾患対策事業に係る医療受給者証の交付に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 和歌山県特定疾患・小児慢性特定疾患対策事業に係る医療受給者証の追加及び変更交付 (2) 和歌山県特定疾患・小児慢性特定疾患対策事業に係る医療受給者証の再交付 2 石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成18年法律第4号) に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 救済給付の支給に係る請求の受理 (第3条) (2) 認定 (更新及び取消しを含む。) 及び認定に係る申請の受理 (第4条第1項、第22条第1項) 3 和歌山県地方機関事務委任規則第4条の規定により保健所長に委任された事項に関すること。
----------------------	---

- 別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄6中 (2) を (5) とし、(1) を (4) とし、(4) の前に次のように加える。
 - (3) 負担金の額の再決定 (第6条)
- 別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄6中 (3) の前に次のように加える。
 - (2) 負担金の額の調査 (第4条)
- 別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄6中 (2) の前に次のように加える。
 - (1) 負担金の額の決定 (第3条第1項)
- 別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄中8を削り、同欄7を8とし、6の次に次のように加える。
 - 7 児童福祉法に関する次のこと。
 - (1) 児童福祉法施行細則 (昭和62年和歌山県規則第83号) 第3条第2項の規定により、振興局長に委任された知事の権限に関すること。(第22条第1項、第23条第1項)

- 別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄中12を削り、13を12とし、12の次に次のように加える。
 - 13 介護保険法に関する次のこと。
 - (1) 居宅サービス等を行った者等に対する報告の命令等 (第24条)
 - (2) 指定居宅サービス事業者の変更等の届出の受理 (第75条)
 - (3) 指定居宅サービス事業者に対する報告の命令等 (第76条)
 - (4) 指定居宅介護支援事業者の変更等の届出の受理 (第82条)
 - (5) 指定居宅介護支援事業者に対する報告の命令等 (第83条)
 - (6) 指定介護予防サービス事業者の変更等の届出の受理 (第115条の5)
 - (7) 指定介護予防サービス事業者に対する報告の命令等 (第115条の6)

別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄中14を次のように改める。

14 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に関する次のこと。

- (1) 障害児福祉手当の支給（第17条）
- (2) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給資格の認定（第19条、第26条の5）
- (3) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給資格の再認定（第26条、第26条の5）
- (4) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の全部又は一部を支給しないことの決定（第26条、第26条の5）
- (5) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支払の一時差止めの決定（第26条、第26条の5）
- (6) 特別障害者手当の支給（第26条の2）
- (7) 物件の提出命令及び質問並びに診断の命令（第36条）
- (8) 書類の閲覧、資料の提供及び報告の要求（第37条）

別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄中15から21までを削り、22を15とし、23を削り、24を16とし、25から33までを8ずつ繰り上げ、25の次に次のように加える。

26 鳥獣被害対策支援事業の検査及び補助金の交付決定に関すること。

別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄中34を27とし、同欄に次のように加える。

- 28 知的障害者福祉法第27条の規定に基づく負担金徴収規則（昭和45年和歌山県規則第94号）に基づき振興局長に委任された事務に関すること。
- 29 和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）第2条の2第1項第1号及び第2号に基づき振興局長に委任された事務に関すること。
- 30 児童福祉法施行細則第3条第2項に基づき振興局長に委任された事務に関すること。
- 31 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則に基づき振興局長に委任された事務に関すること。
- 32 老人福祉法施行細則（平成5年和歌山県規則第17号）第2条に基づき振興局長に委任された事務に関すること。
- 33 身体障害者福祉法施行細則（平成5年和歌山県規則第18号）第2条の規定に基づき振興局長に委任された事務に関すること。

別表第3第1号の表産業振興部長の項専決事項の欄中6を削り、7を6とし、8から11までを1ずつ繰り上げ、12を削り、13を11とし、14から20までを2ずつ繰り上げ、21を削り、22を19とし、23から75までを3ずつ繰り上げ、同欄76中「定住促進課」を「山村振興課」に改め、同欄中76を73とし、同欄77中「定住促進課」を「山村振興課」に改め、同欄中77

を74とし、同欄78中「定住促進課」を「山村振興課」に改め、同欄中78を75とし、同欄79中「定住促進課」を「山村振興課」に改め、同欄中79を76とし、80から96までを3ずつ繰り上げ、同欄97中「間伐材搬出支援事業」を「森のチカラ再生サポート事業」に改め、同欄中97を94とし、98を95とし、99を96とし、同欄に次のように加える。

97 水土里のむら再生支援事業の補助金の交付決定に関すること。

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄24（4）を次のように改める。

- (4) 原状回復命令等の監督処分（許可の取消しについては、振興局建設部長の専決事項に係るものに限る。）及び損失補償（収用委員会への裁決申請を除く。）（第12条、第12条の2）

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄28（6）を次のように改める。

- (6) 原状回復命令等の監督処分（許可の取消しについては、振興局建設部長の専決事項に係るものに限る。）（第56条の4）

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄中57を58とし、42から56までを1ずつ繰り下げ、41の次に次のように加える。

42 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に関する次のこと。

- (1) 基礎調査の実施（第4条第1項）
- (2) 基礎調査に必要な立入の命令等（第5条第1項）
- (3) 基礎調査の立入（第5条第1項、第8項、第9項、第10項）
- (4) 特定開発行為の許可（行為の面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）（第9条第1項、第15条第1項）
- (5) 特別警戒区域指定に係る特定開発行為に既着手の場合の届出者に対する助言及び勧告（第13条第2項）
- (6) 特定開発行為の変更の許可等（第16条第1項、第2項、第3項、第4項）
- (7) 特定開発行為の許可に係る対策工事完了の検査等（第17条第1項、第2項）
- (8) 特定開発行為に係る監督処分（第20条第2項の公告を除き、行為の面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）（第20条第1項、第2項、第3項）
- (9) 特定開発行為に係る立入検査（第21条第1項）
- (10) 特定開発行為の許可を受けた者に対する報告の徴収等（第22条）
- (11) 特別警戒区域内における建築物の移転等の勧告（第25条第1項）

別表第3第1号の表所長の項専決者の欄中「所長」を「建設部ダム管理事務所長」に改め、同項専決事項の欄2中「職員に係る」を「課長の」に改め、同欄中4及び5を削り、同欄6中「職員」を「課長」に改め、同欄中6を4とし、同欄7

中「職員」を「課長」に改め、同欄中7を5とし、8から11までを2ずつ繰り上げ、12を削り、同表部の課長の項の次に次のように加える。

建設部ダム管理事務所管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所属の職員の週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する事。 2 所属の職員の時間外勤務命令に関する事。 3 特殊勤務手当に係る実績の確認に関する事。 4 所属の職員の旅行（旅行期間2週間以上にわたる旅行を除く。）に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関する事。 5 所属の職員の休暇（2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び組合休暇を除く。）の承認等に関する事。 6 その他当該機関に属する事務のうち軽易な事項についての照復に関する事。
----------------	---

別表第3第1号の表備考1を削り、同表備考2中「及び西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所長」を「並びに西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所及び東牟婁振興局健康福祉部串本支所」に改め、同表中備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考2の次に次のように加える。

- 3 東牟婁振興局健康福祉部串本支所においては、「部長」及び「健康福祉部長」を「串本支所長」に読み替える。

別表第3第2号の表海草振興局建設部海南工事事務所長の項専決事項の欄中13を14とし、12の次に次のように加える。

- 13 道路工事の執行に伴う関係法令等に基づく所轄警察署長との協議及び道路の通行の禁止又は制限の通知に関する事。

別表第3第2号の表伊都振興局産業振興部長の項、有田振興局建設部二川ダム管理事務所長の項及び西牟婁振興局産業振興部長の項を削り、同表東牟婁振興局産業振興部長の項専決事項の欄中1及び2を削り、3を1とし、4を削り、5を2とする。

別表第5農林水産総合技術センター所長の項専決事項の欄に次のように加える。

- 3 和歌山県職員勤務発明規程に関する次のこと。
 - (1) 職務発明の認定及び権利承継の決定（特許権の承継に関する決定を除く。）（第5条）
 - (2) 出願審査の決定（第7条）
 - (3) 職務発明でない勤務発明の権利承継の決定（特許権の承継に関する決定を除く。）（第13条）
 - (4) 費用補償金の額の決定（第16条）
 - (5) 勤務発明審査会の設置の決定（第19条）

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

出納室分室長の事務決裁等の特別取扱規程等を廃止する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

出納室分室長の事務決裁等の特別取扱規程等を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 出納室分室長の事務決裁等の特別取扱規程（平成14年和歌山県訓令第15号）
- (2) 地域振興課分室長の事務決裁等の特別取扱規程（平成17年和歌山県訓令第25号）
- (3) 情報政策課分室長の事務決裁等の特別取扱規程（平成17年和歌山県訓令第26号）

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第36号

庁中一般
各地方機関